

## 計 画 書

### 鹿児島都市計画公園の変更（鹿児島市決定）

都市計画公園中 18 号武岡公園を 7・4・2 号武岡公園に名称を改め、次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
特殊公園 (風致公園)	7・4・2	武岡公園	鹿児島市武三丁目、 武二丁目及び 常盤町	約 4.8 ha	園 路 休憩所 ベンチ 便 所 展望台 駐車場

「区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

武岡公園は、昭和 8 年 4 月 15 日に都市計画決定がなされ、その後約 80 年間未開設の状態である。この間、区域の一部について、昭和 62 年に砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域に、平成元年には保安林に指定され、急傾斜地崩壊対策工事や砂防施設が整備されるなど防災・減災に対応した地形の改変などが生じている。また、区域に隣接して民間の美術館が建設され、区域の一部は美術館の修景施設として整備される等土地利用にも変化が見られる。

当該地は、桜島や鹿児島市街地などの景観を楽しむことができる優れた眺望スポットであるとともに、本市の重要な自然環境資源である斜面緑地の一部になっている。なお、「鹿児島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、斜面緑地について、市街地に残されている一団の緑地や地域に密着した緑の保全を図ること、また、「鹿児島市まちと緑のハーモニープラン」では、鹿児島中央駅西口から眺望できる武岡斜面緑地の保全方を検討することと位置づけられている。

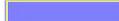
このような状況を踏まえ、一団の斜面緑地のうち、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域、保安林に指定された個別法により空地機能が十分確保されると見込まれる箇所については、区域から除外し、空地機能の確保が担保されていない箇所については、新たに区域に追加するなどの区域の変更を行うものである。

また、今回の変更に合わせて、名称変更（番号のみ）と種別を定めるものである。

### 変更対照表

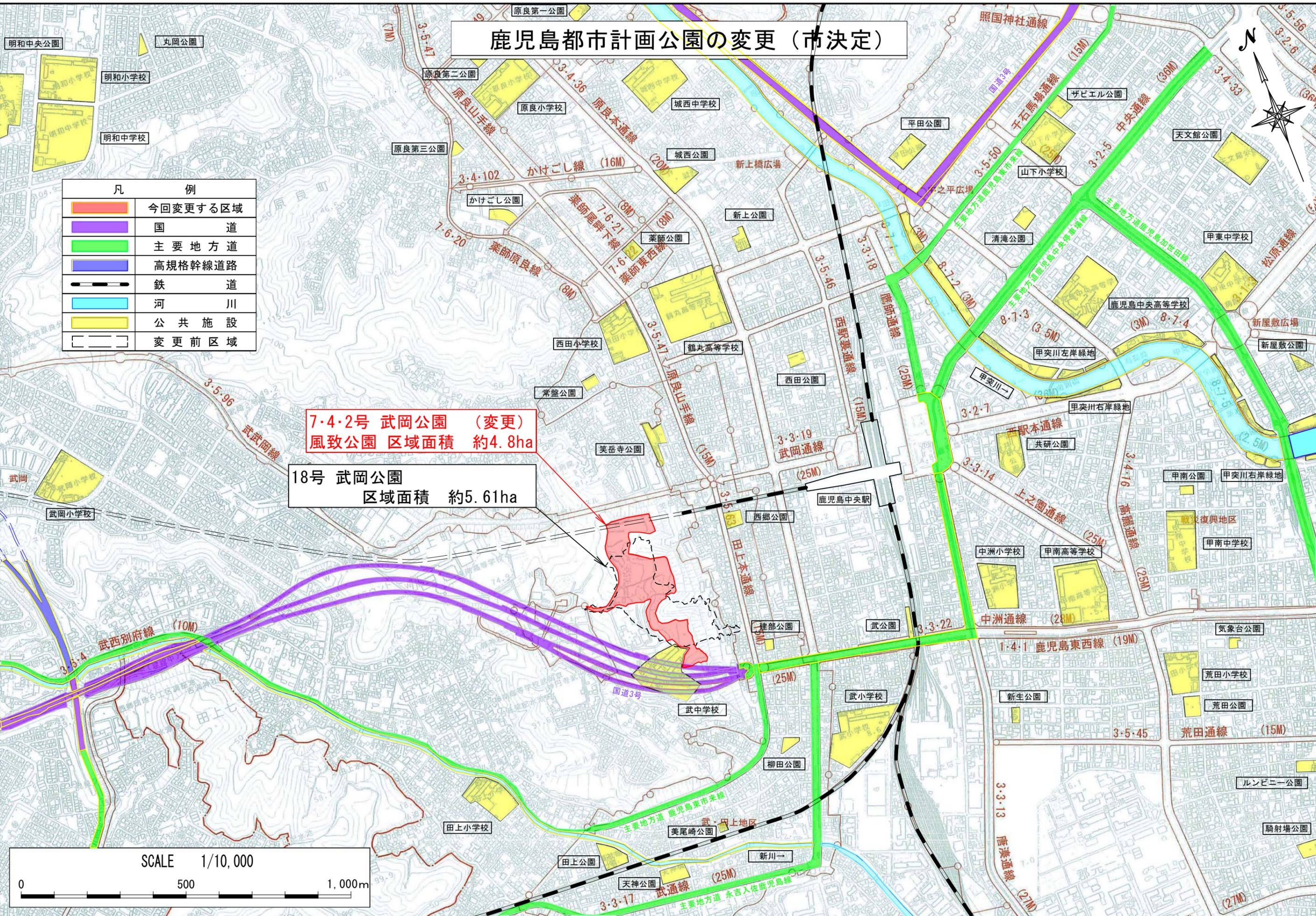
区分	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公園名			
前	—	18	武岡公園	鹿児島市武町	約 5.61ha	
後	特殊公園 (風致公園)	7・4・2	武岡公園	鹿児島市武三丁目、 武二丁目及び常盤町	約 4.8ha	園 路 休憩所 ベンチ 便 所 展望台 駐車場

# 鹿児島都市計画公園の変更（市決定）

凡	例
	今回変更する区域
	国 道
	主要地方道
	高規格幹線道路
	鉄 道
	河 川
	公 共 施 設
	変更前区域

7・4・2号 武岡公園（変更）  
風致公園 区域面積 約4.8ha

18号 武岡公園  
区域面積 約5.61ha



SCALE 1/10,000

0 500 1,000m